

被災家屋の代替家屋に対する固定資産税・都市計画税の特例適用申告書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

住 所 (所在地)

申 告 者

氏 名 (名称)

電 話 ()

個人番号 (法人番号)

東日本大震災により被災した家屋に代わるもの取得したため、地方税法附則第56条第11項の規定に基づく減額の適用を受けるため、次のとおり申告します。なお、添付した戸籍謄本等に不足がある場合は、該当市町村に交付請求されることに同意します。

納 税 義 務 者	住所 (所在地)				
	氏名 (名称)	被災家屋の所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()			
代替 家 屋	所在地	新潟市 区			家屋 番号
	構 造	造	階 層		床面積 m ²
	用途(種類)	<input type="checkbox"/> 被災家屋と同じ <input type="checkbox"/> その他 () → 被災家屋と用途(種類)が異なる理由 ()			
	取得年月日	年 月 日	共有持分	分の	
	取得の状況	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 → 取得事由 ()			

被 災 家 屋	所有者の 住所 (所在地)				
	所有者の 氏名 (名称)				
	家屋の 所在地				家屋 番号
	構 造	造	階 層		床面積 m ²
	用途(種類)		共有持分	分の	
	被災家屋の現況	<input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ()			

※「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋をいいます。

※「代替家屋」とは、「被災家屋」に代わるものとして取得した家屋をいいます。

※特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載しております。

<特例の適用要件>

東日本大震災により滅失・損壊した家屋（以下、「被災家屋」といいます。）に代わるものとして取得した家屋（以下「代替家屋」といいます。）であり、以下の要件に当たるるものについて、固定資産税・都市計画税の特例が適用されます。

1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- (2) (1) に相続があつたときにおけるその者の相続人
- (3) (1) と代替家屋に同居する三親等以内の親族
- (4) (1) が法人の場合、合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

2 被災家屋要件

東日本大震災により被災したことが「り災証明」等で確認できるもので、原則、震災により滅失済みであるか、取壟・売買等による処分が行われたもの

3 代替家屋（特例対象）要件

被災家屋に代わるもので、原則として被災家屋と用途（種類）が同一であること

4 取得期限

平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に取得された家屋

5 特例の内容

代替家屋に係る固定資産税・都市計画税のうち、被災家屋の床面積相当分の税額について、取得の翌年から4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。

6 申告書の提出先

資産税課へ提出してください。

<添付書類>

- (1) 被災家屋が東日本大震災により滅失・損壊したことを証する書類
 - ・「り災証明書（写し）」等
- (2) 被災家屋が所在したことを証する書類
 - ・「平成23年度固定資産税家屋名寄帳（写し）」等
- (3) 被災家屋の処分状況等を確認できる書類
 - ・「解体契約書（写し）」、「売買契約書（写し）」等
- (4) 被災家屋の所有者と代替家屋の所有者が異なる場合は、その関係を確認できる書類
 - ・「戸籍謄本（写し）」、「法人の登記簿謄本（写し）」等

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をしていただく場合や、被災家屋の所在地の市町村へ問い合わせをさせていただくことがあります。